

# 佐倉動植物保護監視員制度設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という。）の、緑のボランティア登録制度設置要綱第2条第3項の規定により、佐倉動植物保護監視員制度を定めることを目的とする。

## (設置と活動)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するために、佐倉動植物保護監視員制度を設置する。

2 佐倉動植物保護監視員（以下「監視員」という。）は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 貴重種の盗掘等を監視し、防止に努める。
- (2) 貴重な動植物を持ち去らないよう、市民の自覚とモラルをつくる。
- (3) ペット等を安易に遺棄しないよう、他地域の動植物を持ち込まないよう、市民を教育し、これらの行為を防ぐ。
- (4) 野生動植物の保護に関する教育及び啓発活動
- (5) 野生動植物の保護・監視に関し、効果のある創意工夫や提案を行う。
- (6) その他前条の目的を果たすために必要な活動

## (任務)

第3条 監視員は、年度末までに活動報告書を代表理事に提出する。

## (資格)

第4条 監視員になることができる者は個人とする。

2 監視員の資格は、別表に定める。

## (定員)

第5条 監視員は30人以内とする。

## (委嘱)

第6条 代表理事は監視員を委嘱する。

## (任期と更新)

第7条 監視員の任期は3年とし、緑のボランティアの任期と同期間とする。

2 更新についても、緑のボランティア登録制度に準ずる。

## (この法人の役割)

第8条 この法人は、腕章の貸与等、監視活動に当たり必要と認められる支援を、可能な範囲で行う。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、佐倉動植物保護監視員制度設置に関し必要な事項は、別に代表理事が定めるものとする。

## (改廃)

第10条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この要綱は、平成17年10月17日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年11月12日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年10月7日から実施する。

附則

この法人の移行登記の日までの間、「公益財団法人佐倉緑の基金」を「財団法人佐倉緑の銀行」、「代表理事」を「理事長」と読み替えるものとする。

別表（第4条第2項）

監視員の資格

1. 自然生態系関係の学識経験者
2. 自然生態系関係の有資格者  
自然観察指導員、森林インストラクター、ビオトープ管理士等
3. 自然生態系関係講座の講師経験者
4. 自然生態系関係の学習会に年1回以上出席を約束する者